

令和元年度 10 月第 7 回美浦村定例教育委員会議事録

- 開会日時 令和元年 10 月 25 日（金）午前 9 時 30 分
 ○閉会日時 令和元年 10 月 25 日（金）午前 10 時 40 分
 ○開会場所 美浦村役場 3 階 大会議室
 ○出席委員等

教育長	糸賀 正美
教育長職務代理者	山崎 満男
委 員	小峯 健治
委 員	浅野 千晶
委 員	栗山 秀樹

○出席事務局職員

教育次長	木鉛 昌夫
学校教育課長	小山 久登
指導室長	及川 和男
子育て支援課長	福田 浩子
生涯学習課長	栗山 和男
美浦幼稚園主査	矢崎 和子
大谷保育所長	保科 八千代
木原保育所長	永井 弘子

- 欠席委員 なし
 ○傍聴人 なし

○提出議案及び議決結果

案 件		審議結果
議案第 1 号	美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について	可決
議案第 2 号	美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	可決
議案第 3 号	美浦村立小中学校就学規則の一部を改正する規則	可決
報告第 1 号	令和元年度総合教育会議議題「統合により設立する新小学校のあり方の展望について」	—

○教育次長

本日は雨、風等に大変激しい中、定例教育委員会にご参会大変お疲れさまでございます。本日の会議でございますが、非公開案件はございませんので、日程のとおり進めてまいりたいと思います。それではこれよりは、教育委員会会議規則第 8 条の規定によりまして、教育長、議事進行をお願いいたします。

○教育長

それでは、ただいまより令和元年度第 7 回定例教育委員会を開会いたします。本日の会議は委員の皆様全員にご出席いただいております。教育委員会会議規則第 17 条第 1 項によりまして、議事録署名委員を指名いたします。山崎委員をお願いいたします。また本日は、及川室長が安中小学校の計画訪問のため、欠席させていただいております。そして、美浦幼稚園の坂本園長につきましては、出張のため同じく欠席をさせていただいております。その代理として、矢崎主査が出席をしております。

【議案第 1 号美浦村いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について】

【教育次長説明】

【質疑】

○小峯委員

まず 1 点目ですけど、今の美浦村いじめ調査委員会のところの委員のところですが、特定の職に充てるのではなくて、教育から経験を有する者まで幅広く充てたいということ で、その趣旨はわかるんですけど、迅速性という点では、これ問題が指摘されたときにいじめ調査委員会を開催するにあたっては、人選から始めなきゃいけないので、迅速性という点では問題が出るのではないかという懸念を持ちます。このいじめ調査委員会のところでも、教育委員会が設置したりあるいは報告をしたりということで本来的教育委員会の役割に戻っていくことで、本来的なものかなというふうに受けとめてはいるんですけど、今言った点がちょっと心配な点でありますので、この辺については、もう少し絞り込んでおく必要があるのかどうか。この辺についての考えを教えてください。もう 1 点ですね。第 18 条いじめ防止対策推進法の第 18 条のところには 18 条の 2 に学校の設置者及びその設置する学校は当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施、その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならないと規定されているわけですが、26 年度にこの法律、条例が設置されてからどのような形で計画的にこの研修あるいは資質向上に努めてきたのか、この細かい報告が今まで確かなかったかと思うので、これについての経緯を教えてください。それから、もう 1 点は、条例を定める前段階として、平成 26 年の 6 月 26 日に美浦村いじめの防止及び根絶のための基本方針というのが定めら

れて、これにのっとなって、さまざまな条例が規定されたということで理解してるんですが、この基本的な美浦村いじめの防止及び根絶のための基本方針というのは、今回どのような位置づけになっているのか、この点について教えてください。

○教育次長

まず1点目の委員の委嘱の件でございますが、人員については基本的にここに旧規則に載っていた方は入れるつもりでおります。さらに弁護士を入れなければならない時代になってきていると思います。そのために条例化するという部分もございます。この委員については、委員がおっしゃるように迅速さが求められますので、あらかじめ委嘱をしておき、年2回会議を行うんですが、他に何か事態が発生したときは直ちに、招集をして会議を行うということで、教育委員会であらかじめ委嘱をしておきたいと考えておりましたが、今ご意見いただきまして、早急にこの条例が通りました後は委嘱をしたいと考えました。次に2つ目の教員の研修の状況でございますが、私も今詳しい資料を持ってございませんので、申しわけございません。先に3番目の質問の基本方針についてでございます。こちらは小峯委員がおっしゃいますように、その前提の方針がございまして、今回この条例の改正に合わせまして内容の見直しも行ったんですが、つい最近ですね、県から情報が参りまして、12月の県議会でいじめの条例を、議員提案で提出しますという情報が村に参っております。県の条例がそこで定められますことから、委員の皆様には、県議会で条例が定まりまして、基本方針の改正後、その二つの改正を加味して委員の皆様新しいものをお示しできればと考えております。

○教育長

小峯委員の1番目の質問と2番目の質問についての補足的なところで答えさせていただきます。1点目の委員の13条の関係ですね、選任の関係です。こちらの迅速性が非常に大事だということはあるんですが、一方で、これを立ち上げる、実際にこれを動かすという事態というのは、生徒の命にかかわる場合かなと思っています。そういったときに、いわゆるまたこの委員会を立ち上げたとき、今、全国的な趨勢としては弁護士が調査委員会の委員として入ります。それが1名ではなくて複数ということが今は一般的になっております。その弁護士についての選任は、いわゆる被害者の保護者が了解をしないと進まないようです。弁護士以外の委員は、委嘱が可能かと思うんですが、特に弁護士については、事態が発生した後、弁護士会に人選の依頼をした上で、被害者の保護者が納得する弁護士を選任して、調査というのはしていくというような流れになるというところがあります。2点目でありましたが、各学校での計画的な研修という話でありましたが、こちらについては、各学校でいじめ対策基本方針というものを定めています。毎年、こちらについては、私から見直しをして実情に合わせて、こういったところが見直しをしたか、その見直しにするに当たっては、各学校で当然ながら校長をトップに、

中身の検証をみんなでするところでやってもらっています。ですから昨年度も年度末にそれぞれ学校で今年はどういったところを踏まえて学校のいじめ対策、いじめ防止基本方針というものを変更しているところを報告受けておりますので、定例教育委員会の場合では、まだ報告したことないと思うんですが、きちんと学校では毎年この検証というのをやっているところでもありますのでよろしくお願いいたします。

○教育次長

先ほどの私の答弁の中で、あらかじめ委員を教育長がお話した、委嘱しておく申しましたが、この条例の規則を見ていきますと、委嘱をしますともう任期が始まりまして、報告をしたときに任期が解かれるということでございますので、委嘱という言葉は適切ではなくて、教育長がおっしゃるようにあらかじめ人選をしておいて、弁護士以外の方についてはすぐお願いできる形にしておくということで訂正をさせていただきます。

○浅野委員

10 ページの設置というところの2番のですね、教育長の判断により速やかに設置するが、右側の改正で教育委員会が設置するに直っていますけど、この違い、意味をちょっと教えていただきたい。

○教育次長

こちらは結論から申します。それほど大きな理由でなくて、この条例をつくるに当たりまして他市町村の条例を参考にさせていただいた中で、ここで教育長と使っている市町村が余りありませんで、ここで教育委員会という表記が多かったもので、こういう表記にかえさせていただいております。教育委員会で判断して、最終的には教育長が設置するという形になると思います。それほど深い意味ではなく、ほかの市町村の例を見て教育委員会と直させていただきました。

【議案第2号美浦村教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則】

【学校教育課長説明】

【質疑なし】

【議案第3号美浦村立小中学校就学規則の一部を改正する規則】

【教育次長説明】

【質疑】

○栗山委員

細かいところなんですけれども、8ページの地理的理由の①番のところで、括弧書きの注意書きで受領の一部茂呂地区等々書いてあるんですけれども、こちらの安全面が配

慮が必要と具体的な理由とか何が挙げられるんでしょう。

○教育次長

追加議案書 4 ページをごらんいただきたいと思います。4 ページの表の下※印に受領の一部とあります。この地区に住んでいる方は、役場の後の団地の方で、この団地の方は大谷小学校に通うことが認められているということでございます。それから茂呂地区にお住まいの方も、本来は大谷小学校なんですけども木原小学校への就学も認められている。これは過去にそういう申し出等がありまして、今回こちらについては直していませんんですが、現在までそういう特別にこの地区だけは認められていたということになります。まして、4 ページの表の下の番地が受領の一部ということになります。

○小峯委員

基本的なことがちょっと理解できないので教えてください。今の受領のところもそうなんですけど、要するにこれから一校になろうとしているところで、どうしてこういう形で、一部配慮する地区は云々とかっていう改正を必要としているのか、この辺について教えて下さい。

○教育次長

はい、こちらの 4 ページの表につきましては、全て表を改めるとしましたので、ここに載ってくるものでございまして、もともとこの部分は入ってございます。つまり、こちらは改正してございません。表の一部を改めるでしたら表記せず、済んだんですが、全部を改めてとしましたので、表記されております。これまでどおりということでございます。今回の改正は、村内の転居に関しての、条件を緩和したということで。これまでは 6 ページでありますように、具体的に申しますと小学校 1 年生から 4 年生につきましては、村内で住所を移した場合に、その学年の間はその学校に在籍できたんですが、そこから先は新しい学校に転校しなければならないとなっておりましたところ、委員がおっしゃるように小学校はこれから一緒になりますし、他市町村でも学年で区切っているところはありませんでしたので、村内で転居した場合に、今までの学校に残りたいという場合には認めましょうという改正になってございます。

【報告第 1 号 令和元年度総合教育会議議題 統合により設立する新小学校のあり方の展望について】

【教育次長説明】

【質疑】

○小峯委員

すっきりとまとめていただいて、大変わかりやすくなっているかと思います。茨城県の状況でちょっと全体を見てみると、今のここに出ている土浦、新治学園とか、それから、かわち学園はいずれも施設一体型なんです。やっぱり施設一体型の方が、教育課程とか、9年間の教育課程が柔軟に効果的に運営できるっていうのは、これも明確なんですよね。つくば市は5校でしたか、春日学園始めとして施設一体型の義務教育学校ができていう。うちの場合には、もう施設分離型のこれしか選択肢がないということからすると、例えば、那珂市、これは小中一貫校で施設分離型ですね。それから、日立市、中里小学校、中里中学校、これも施設分離型なので、こういった学校が参考になるのかなと。中里小中学校を見ると、運動会等の行事を合同に行うぐらいしかやっぱり出来ないですね。そんなに遠くはこれ離れてないんですけど、50番地ぐらいの差なのでそんなに遠くはないと思うんですけど、それでもやはり事業の交流というのは非常に難しいということが、雑駁な資料ですけど、学校紹介などから見て取れます。そうすると、もう選択肢としては、35ページにある施設分離型の小中一貫教育しかないとするれば、そこからどんな小中一貫教育校にしていくかという中身の問題で検討せざるをえないのかなと。

そのときに、どういう施設分離型にするかっていう点で、生徒数の減っている小中学校の部分で、例えば、4校432型。つまり、5学級5学年分が中学校のほうに入ると4学年分と、3学年そして2学年分、特に中2、3っていうところはもう、学習の高度化を目指して持っていけるかなあなんていう夢も描けるんですけど、その辺でも小学校が6学級編成でこれからつくっていくとなると、その辺の状況も中学校のキャパを考えてやっていかなきゃいけないということで、子どもたちの増減に従って、その辺の柔軟なカリキュラムを持ってくるような体制がつかれるかどうか。小学校がどのぐらい中学校に近接したところにあるかというところで授業の交流という点でいえば、そんなに遠く離れたらもうこれは無理ですから、行事の交流ぐらいしかできなくなってしまうというあたりを先行している那珂市であるとか、日立市の事例なども、もし総合教育会議までに間に合えば、検討する余地に入るかなと思うので、ぜひそういうところの情報収集をお願いできればと思いまして発言をしました。

○浅野委員

近々で牛久でも義務教育学校が決定したっていうことで、1年生から4年生が奥野小の校舎で、5年生から9年生が中学校牛久2中の校舎で学ぶっていうそんな事例もあるんだなっていうことで、考えたんですけど。同じその34ページの事例のところで、小学校の名前と人数ですか、人数の資料をちょっと附記していただけると、どのぐらいの人数の学校が統合して、どのようになったのかなっていうことを、ちょっと知りたいと思いますので、できたらよろしくお願いします。

○教育長

それが今度の会議までに調べて、その資料提出させていただきたいと思います。

○栗山委員

小中一貫教育の問題も出てくると思うんですけれども、近いところでいうと、今度係でも、計画調整係ができるということで、統合に当たっていろいろなその三つのものを一つにしていくという段階でも、統制とか、考えるべき課題が出てくると思います。以前にお話したと思うんですけど、学校は残りますので、学校の利活用の仕方とか、地域の中での学校をどうするかというのがあると思うんです。例えば今回大きな災害が台風の災害があったと思うんですけれども、そういった地域のインフラとかライフラインとして、そういったものを活用するやり方というのもあると思いますので、できればそういったことも考えて組み込んでいただけたらと感じました。

○教育長

災害対応の視点とかそういったところで、まず順番として、まずはこの大きな理念的なところを今回は議論したいなと思ってしまして、この理念に照らし合わせた形で、逆に立地場所をどうするかとか、あとは児童館も含めてですね。そういったところにまで最終的には議論はもう少し詰めていくような形にできればと思ってます。先ほど小峯委員もおっしゃったように、分離型の小中一貫教育を目指すにはやはり学校の立地場所ですね、これが非常に鍵になってくると思いますんで、これを踏まえた上で、これから建設のための委員会というのを立ち上げる予定であります。村民の方、また入っていただいて。それを議論していく上で、やはりこういった方向性というのは、教育委員会として示させていただいた上で議論したほうが、決めていく上で非常に意見の方の集約というか、いろんな方向に意見が行かずに、ある程度短い期間の中でうまい方向性が出せるのかなというふうに考えています。従いまして今度の総合教育会議では、理念的なところですね、首長も出席ということなんで。最終的には予算的なものにも、学校の建設が絡んでくる話なものですから、それを踏まえて、委員の皆さんのほうで首長のほうにもいろいろ、考え方というか意見というところっていただければと思いますのでよろしくをお願いします。

○山崎教育長職務代理者

1 番の児童数及び学級数の将来推計なんですけれども、どの段階でいったらいいのかなと思ってたんですけれども、特別支援の学級数が入ってないのね。それを入れるかどうかというのを考えておく必要があると思うんです。多分、学級数は二つ二つで四つかなと思うんです。その数が入ってないと、結局施設設備面のほうで、抜けるとまずいので、それをお話ししました。あとですね。この中で、ずっとこう書いてあるん

ですけども、施設とかなんかの段階のやつをどこで出すのかっていうのは、社会力というものが大前提として、そして考えて学校教育目標とか学習活動とかその関係でつくと、どうしても社会力を身につけるための段階っていうか、学年っていうか、そういうものでどうのような形でやっていくのかっていう、中身的に具体的に言うと、1年とか2年の生活科とか総合で学習のあったときは、クラスの枠を外した活動なんていうのもあるんです。そういうものを入れる場合の、それを入れやすい、やりやすいような施設とか、そういうものまで最初のほうに考えていくのか、そういうふうな段階で、各学校の要望的なものをどういうふうな形で吸い上げていくのかっていうのも、やはり学年差をこえたものが必要になってくると思うんです。その学年差によって、どのような社会力M I H Oステップがあります。そういうものをどういう形でつけていくのかっていうようなところも、この先になっていくと思うんですけれども、やはり担任の先生とかそういうものからの要望的なものとか、そういう意見的なものも入れていただければいいかなと思うんです。新しい学校ができるわけですから、施設設備面は非常に重要になってきますし、社会力とかあとは子どもたちに身につけさせる能力とか、生活の中のものとか、そういうなものに対しての施設設備面も考えていく必要があると思います。それをどの段階で入れるのかっていうのもやはり、考えていただければと思います。そのために、どういうシステムのものが必要なのかとか、そういうものまで踏み込んでいく必要があると思います。この次の総合教育会議に出す資料として、これはもう、これ大事だと思うんですけども、そこら辺のところも踏まえて、今の必要なものも踏まえていただければありがたいと思います。施設分離型っていうことでやるのは、やはり、子どもたちが小学校から中学校に上がるっていうやはり場所が変わる、環境変わるっていうことで、子どもたちにとって一つの越えなければならないハードルと同時に、この先に対してここに行くんだっていうそういう気持ちを切り替えるためにも、必要なことだと思っておりますので、そういうふうな点で今度は中学校の先生と小学校の授業、小学校の先生と中学校の授業、そのところを組み合わせをどうするかっていうのは、やはり、始まっていわゆる小中の授業ができ上がった時点というよりはできる前にどのような形にしていくのかっていうのも、必要かなと、以上です。

○教育長

施設については、これから実際にでき上がっている学校の方を何カ所か関係者の方で視察をするという場もつくっていきたいと考えております。委員のおっしゃった内容については、事務局のほうもとらえていただいて、今後の学校の建設に当たっては、留意してまいりたいと思いますので、お願いします。

【その他 美浦中学校朗読ボランティアについて】

【教育長説明・質疑】

美浦中学校の生徒が朗読ボランティアというものに取り組み始めています。具体的には、村内で朗読ボランティアをしている鈴の音という団体があります。そこで武藤さんが、かねてより朗読の収録活動をしていまして、これまで武藤さんと有志の大人の方が目の不自由な方に、みほ広報や文学作品を朗読して提供しているという活動をされていました。武藤さんは、村の社協にも勤務していたことがあって、みほちゃん広場にも講師として参加していただいていた経緯もあります。武藤さんから、できれば中学生にもこういったボランティア活動というものをやらせてもらえたら非常にいいじゃないかという話をいただいて、それを今年度に入ってから進めてきたわけなんですけど、今度 10 月のみほ広報がCD化されたというところで報告させていただきます。今後も毎月 1 回、朗読収録活動を継続してやっていくということで、もう 1 回練習も入れて月 2 回の活動というところであります。こちらについては、記者クラブにも、こういった活動してますというところで資料提供、PRをしたいと考えております。まだそちらができ上がってなくて、今日はこれだけのものになってしまったんですけども、今のところ 4 名の子どもたちが朗読活動に参加しているということでありますので、美浦中学校の生徒はいろんなイベントで、20 名以上でゴミを拾ったりとか、敬老会のときには高齢者の誘導介助をやらせてもらっていますが、新たなボランティアの活動がふえたというところで報告をさせていただきました。

【その他 みほ産業文化スポーツフェスティバル・国体報告】

【生涯学習課長説明・質疑】

生涯学習課から、まず今度 11 月 3 日に開催される、みほ産業文化スポーツフェスティバルについて、お手元に資料を配付させていただきました。正式なパンフレット等は、本日納入する予定になっておりまして、ちょっと本日に合いませんでしたので、コピーを配らせていただきましたので、本日のパンフレットは全く内容については同じものになりますので、こちらの方でみていただければと思います。当日、ぜひ会場に来ていただければと思いますのでよろしくお願いします。続きまして、先に行われました、いきいき茨城ゆめ国体、こちらのほうの美浦村で行われましたデモンストラーションスポーツディスクゴルフ、そちらの報告と美浦村からの参加した選手の資料をお配りしたところでございます。美浦村からはユースの部男子女子合わせて中学生が 10 名、一般の部は男子女子合わせて 8 名、合計 18 名の選手が大会に出場していただきました。大会の結果は、資料の 2 番のところで、決勝ラウンド進出者のうちですね、上位 4 名には、ディスクゴルフ協会からプレートが贈呈されておりますので、贈呈された順に 1 位から 4 位までの方の名前をいただいております。結果の中で、男子一般の部では、美浦村職員であります小野聡と加藤匠さん、こちらの方が 3 位 4 位という成績をおさめています。

あと、男子シニアの部では美浦村の小澤和博さん。他、国体の結果とございますが、先程追加で配らせていただきました新聞の写し及び他会場の美浦村出身の成績というこ

とで資料を配らせていただきました。新聞の方の選手の紹介の記事がございます。こちらの④のところに、出身の自治体の記載があったことから、参照し選手の方をピックアップしていきました。ライフル射撃、ソフトボール、弓道、ソフトテニス、それぞれ1名ずつ美浦村在住もしくは出身の方が、大会に出場しておりましたので、そちらの方と、当大会のホームページから成績を確認いたしまして、掲載させていただきます。ライフル射撃は、少年女子ビームピストルで佐々木真由さん、こちら竜ヶ崎一高で予選は5位、決勝トーナメントに進みまして決勝は3位となりました。優勝者は滋賀県の方で229点ということでございます。ソフトボールは成年男子の部に茨城チームの方で後藤勇大さん、こちらの方が出場しましたが、残念ながらチームの方は準々決勝敗退ということでございます。優勝チームは長崎県のチームでございました。弓道は成年男子遠的ということで、山口純さん、こちらは美浦村役場職員でございます。こちらの方が茨城チームの1人として参加いたしましたが、残念ながら予選の方で敗退をしております。茨城チームの成績は139点でしたが、予選突破のラインは151点。優勝チームは岡山県のチーム。ソフトテニスの方は少年男子の部で富田朝陽さん、こちらが茨城チームの一員として参加いたしました。茨城チームは残念ながら一回戦敗退ということでございまして、3番手で大会に試合には出たと。このソフトテニスの団体戦のやり方としては、それぞれ1番手2番手3番手という形で、それぞれ対戦が行われ、3番手に回ってくるということは必ず1勝1敗で回ってくるというような状況になるわけでございます。その中で4ゲーム先取のところ、3－4ということでぎりぎり残念ながら負けてしまいました。というような形がわかるかと思います。優勝は奈良県のチームでございました。一応国体の方の美浦村出身の、選手の成績をご報告させていただきます。

○教育長

国体の記念章がお手元に届いておると思いますので、お持ちいただければと思います。弓道競技は、役場の職員ということで山口選手にですね、非常に期待していたんですけども、3人1組で戦うというところで、調子悪い選手がいたというところがあったみたいです。昨年は優勝していたっていうところもあり、非常に弓道競技期待が高かったんですけども、成年男子、成年女子、少年男子、少年女子の4チーム出たわけですが、そのうち入賞したのが少年男子の1個だけだということで、今回弓道は残念な結果になってしまいました。